

退職後も健康で安定した生活を送るために

退職互助部制度に加入しよう！

給付事業

現職時に比べ、自己負担の増える
医療費に備えよう！

- **療養補助金**
医療費自己負担額が 3,000 円以上のとき
請求できます
(詳細は裏面をご覧ください)
「61 歳に達する年度から 80 歳に達する年度」
の間に 15 年間を選択できます
- **長寿祝金**
数え年 88 歳を迎えたとき
30,000 円を給付します
- **献花料**
お亡くなりになったとき
御遺族に給付します

退職互助部制度とは…

退職後の生活の安定のため、医療費の自己負担額を補填する療養補助金給付制度と生きがいのある生活を送るための福祉事業を実施しています

退職互助部制度に加入するには…

「特別加入者資格取得届」を提出することにより加入できます
また、加入できるのは退職時のみとなります

福祉事業

- **健康診断補助事業**
人間ドック等を受診したとき
50,000 円を上限に補助します
- **施設利用補助事業**
契約施設(県内 28 施設)に宿泊するとき
1泊 2,000 円を補助します(年間10枚)
- **健康増進事業**
①ゴルフ場利用補助
②スキー場利用補助
③スポーツ観戦補助
④芸術鑑賞補助
⑤生涯学習サポート
- **会報誌発行**
年2回(春・秋)発行しています
- **法律相談事業**
契約弁護士に相談するとき
相談料(通常 30 分 5,000 円)が無料
- **全国教職員互助団体協議会会員証割引事業**
全国約 1,500 契約施設で料金の割引特典が受けられます
- **支部独自事業**
研修旅行など会員相互の親睦を深める事業を実施しています

<療養補助金の給付例> ～外来1か月の総医療費が100,000円、本人負担3割の場合～

【現職中】公立学校共済組合の一般(船員・短期)組合員

本人が負担する額は

**本人負担額
+21,700円～26,700円**

負担増

かかった総医療費 100,000円			
健康保険が 医療機関に 支払う額 (7割) 70,000円	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円		
	共済組合が 給付する額 (一部負担金払戻金) 5,000円	互助会が 給付する額 (会員療養見舞金) 21,700円	本人負担額 3,300円

本人負担額
▲1,300円

負担減

【退職後】

○特別加入者とならなかった場合

①公立学校共済組合の任意継続組合員

かかった総医療費 100,000円		
健康保険が 医療機関に 支払う額 (7割) 70,000円	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円	
	共済組合が 給付する額 (一部負担金払戻金) 5,000円	本人負担額 25,000円

本人負担額
▲23,300円

負担減

②国民健康保険の被保険者

かかった総医療費 100,000円	
健康保険が 医療機関に 支払う額 (7割) 70,000円	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円
本人負担額 30,000円	

本人負担額
▲28,000円

【退職後】

○特別加入者となった場合

①公立学校共済組合の任意継続組合員

かかった総医療費 100,000円			
健康保険が 医療機関に 支払う額 (7割) 70,000円	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円		
	共済組合が 給付する額 (一部負担金払戻金) 5,000円	互助会が 給付する額 (療養補助金) 23,000円	本人負担額 2,000円

②国民健康保険の被保険者

かかった総医療費 100,000円		
健康保険が 医療機関に 支払う額 (7割) 70,000円	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円	
	互助会が給付する額 (療養補助金) 28,000円	本人負担額 2,000円

≪療養補助金の算出方法≫

給付額 = 保険適用窓口支払額 - 附加給付額(一部負担金払戻金) - 2,000円 - 1,000円未満の端数

※退職互助部制度の各種事業については、公的健康保険法の改正等により、事業内容が変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】 一般財団法人山形県教職員互助会 厚生担当 TEL 023-631-5115